



苦情相談したんだけど・・・。 その結果はこんなでした。



言っちゃおっかな・・・。

僕さ先月の給与が出た後に「何で給与を引き下げたの??」みたいな苦情相談出したのよね。本来なら苦情相談に関しては守秘義務があるということなんで、僕が「出した」なんて言ったら面が割れるわけで、好ましくはないんだろうけど、僕が誰だかわかる人はそうないだろうから報告しちゃいます。また、この件に関しては組合へ「どうしたら使用者に意見を言えるの」などの相談が、いくつかあったので、「僕と一緒に気持ちの人もいるのかな」なんて思っちゃいます。

言っちゃった・・・。(エヘッ)

ようやく先日(1月31日付)で回答がきたんだけど、腑に落ちないところがあるのさ。

まずひとつは「苦情相談制度は、当該職員に係る雇用、給与、服務、勤務時間等人事に関する苦情処理を想定しているものであり、全職員を対象とする制度的な労働条件の変更による苦情処理は想定していません」という回答。

全職員を対象とした労働条件の変更だから苦情は受けられないってことなの??この変更に関しては、納得していない僕(職員)がいるから、「どうして自分の給与が引き下げられてんの」って個人的に苦情相談しているんでしょ。

それにもうひとつ「このたびの苦情相談は、基本給及び扶養手当が減額されたと申立てしていますが、これらの減額は、適正な手続きを経て、熊本大学職員給与規則の改正を行ったことによるものです」とあるんだけど、これって組合と団体交渉をし、教職員に説明し、過半数代表者にも意見を聞いて、労基署へ就業規則の変更を提出したってことを書いてんのかしら??。組合の機関紙読んでたら、交渉は決裂、教職員への説明も人勧の説明だけ、過半数代表者は意見を出してないらしいよね。そんなんで適正な手続きを経たって言えるの??ただ形式的にやっただけじゃないの??



こんな状況だから僕個人、給与の引き下げに納得がいかず、あくまでも僕個人の問題として苦情相談を申し立てたんだけどね。

それとこの回答に「検討した結果」って書いてあるんだけど、何処で検討したんだろうか??ちゃんと苦情処理委員会を開催しての結果なのでしょうか??それとも苦情相談制度にあたらぬということで、学長判断での回答なののでしょうか??僕は後者のほうだと判断したんだけど・・・。でも後者だったらおかしくねえ??。だって就業規則の手続きでは、「苦情相談が出たらまずは相談者が助言をし、解決できない場合は、学長へ報告し、委員会で調査・検討し学長へ報告する」という手順とあるが、苦情相談委員から助言なんて受けてないし、いきなり学長名で「苦情相談制度にあたらぬので」ってもねえ・・・。本来なら「苦情処理委員会で協議の結果苦情相談制度にあたらぬので」とかなら解るんだけどね。学長独自の判断の場合は「就業規則違反」か??

